

2011年12月5日

独立行政法人 国際協力機構  
理 事 渡 邊 正 人 殿

環境社会配慮助言委員会  
委員長 村山 武彦

諮問（平成23年11月10日付 JICA(ER) 第11-10001号）に対する答申について

JICA環境社会配慮ガイドライン（2004年4月制定）2.4の規則及び環境社会配慮助言委員会設置要項第9項に則り、諮問「ベトナム国南北高速鉄道建設計画策定プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）にかかる環境社会配慮におけるスコーピング案について、別紙のとおり答申いたします。

コメントの種類に応じて、答申内容を協力事業に反映するよう、お取り計らい下さい。

環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦  
担当ワーキンググループ主査 石田 健一

ベトナム国「南北高速鉄道建設計画策定プロジェクト」  
(開発計画調査型技術協力)  
スコーピング案に対する答申

**答申案検討の経緯**

ワーキンググループ会合

- ・日時：2011 年 11 月 11 日 (金) 14:00～17:00
- ・場所：JICA 本部 (会議室：2 階 201 会議室)
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、岡山委員、武貞委員、田中委員、早瀬委員
- ・議題：ベトナム国「南北高速鉄道建設計画策定プロジェクト」に係るスコーピング案についての答申案作成
- ・配付資料：
  - 1) ベトナム国「南北高速鉄道建設計画策定プロジェクト」環境社会配慮助言委員会 WG 事前配布資料 (添付資料 1～3 を含む)
  - 2) 質問・コメントに対する回答 (添付資料 1～8 及び参考資料を含む)
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2004 年 4 月)  
(助言委員会設置要項第 9 項に基づき、助言委員会が審査会に代わり報告を受ける)

全体会合 (第 19 回委員会)

- ・日時：2011 年 12 月 5 日 (月) 14:30～17:30
- ・場所：JICA 本部 (会議室：2 階 229 会議室)

上記の会合にて答申を確定した。

## **答申**

### **全体**

1. 南北高速鉄道沿線におけるインフラ整備計画と本事業との関連を明記すること。
2. 将来の延伸区間についても視野に含めて環境影響や費用対効果等調査を行うこと。

### **代替案について**

3. 本調査においては、路線経路、駅位置に関する代替案の比較検討が実施される予定であるが、必要に応じて構造の代替案を含めて検討すること。

### **高速鉄道システムの選定、比較検討について**

4. 高速鉄道システムの選定においては、複数の高速鉄道システムを比較の対象としている。そのため、選定にあたり経済・財務、組織、技術、持続性等からなる多角的で明確な基準を立て、その基準に照らして比較検討を行うこと。
5. 高速鉄道路線計画の検討方針（代替案検討の方針）において、経済側面（経済効果、コスト）も含めて検討すること。

### **実施能力について**

6. ベトナム鉄道の計画・工事段階における財政面、技術面、人材面における案件実施力、ならびに、運用開始後の持続性についての予測、それらを検討し記述すること。

### **SEA（上位計画レベルでの代替案の比較検討）のスコーピングについて**

7. 本調査の主要な目的を SEA に絞ることとし、そのなかで代替案の比較検討を行うこと。そのため、表等の構成も SEA を念頭に置いて作成すること。
8. 代替案検討に際しての要件として、「自然条件」や「環境社会配慮のベースライン情報」等を踏まえて検証するとあるが、自然条件、環境社会配慮ベースライン情報の具体的な内容を明らかにすること。また、代替案比較検討において、これらの情報やデータとの関連を考慮すること。
9. 「SEA（代替案の比較）にて考慮する主な環境社会影響項目（案）」（事前配布資料の表4）は、影響の評定、その理由、調査の方法、代替案選定の際の考慮すべき項目といった形式で整理すること。
10. 「SEA（代替案の比較）にて考慮する主な環境社会影響項目（案）」（事前配布資料の表4）に掲げられた全項目の影響について評定をおこなうこと。特に、現在の表4では考慮が不要であると判定されている項目（生態系、地域経済、生活・生計、公害・汚染、地盤沈下、廃棄物、景観、気候変動対策）については、当該事業により何らかのマイナスの影響が出ることが考えられるため、その点に十分な注意を払い評定を行うこと。
11. 高速鉄道がもたらす温室効果ガスの排出量への影響（削減効果も含む）については可能な範囲で高速鉄道供用時に必要な電力供給にかかる環境負荷も含めて評価すること。
12. 可能な限り工事中と供用後に分けてそれぞれ影響評価するのが望ましい。

### ステークホルダー協議について

13. 全てのステークホルダー協議における参加予定者を明確にすること。
14. ステークホルダー協議開催の場合には、利用者でもあり影響を受けるグループでもある沿線地域住民代表者及び NGO も協議参加者に含め、参加予定者に対しては事前に協議の開催を十分に知らせ、積極的な参加を促すこと。ならびに、協議の場では参加者が公平かつ積極的に議論できるような雰囲気醸成を心がけること。

以 上